

特集①

民事裁判における証拠・情報収集の拡充と課題

デポジションと陳述録取の比較と課題

米国カリフォルニア州の実務を中心に

- I デポジションの趣旨、機能、目的、および効果
- II デポジションのデメリットと陳述録取制度の比較
- III デポジションの手続
- IV おわりに



米国カリフォルニア州弁護士
鈴木 淳司
Suzuki,Junji

アメリカでは民事事件を分析し事実審に備える際、デポジション記録を読み返すことが一つの中心的な作業となる。陳述対象者から得た「生」の情報は有利不利にかかわらず事件の全体像を把握するためには欠かせない。

本稿では、日弁連の陳述録取制度案を念頭に置きつつ、カリフォルニア州のデポジション制度の実務を紹介する。

I デポジションの趣旨、機能、目的、および効果¹⁾

1 趣旨(定義)

デポジション²⁾とは、事実審³⁾開始前に実施

する宣誓を伴う陳述であり、書面によって保存され、将来反対尋問の対象になるものをいう。法が定める一定の要件を満たす場合、デポジション記録は、事実審において証拠能力を有する⁴⁾。

アメリカでは、陳述対象者の陳述はデポジションにおいて録取する。日本における「陳述書」を使った実務は存在しない。当事者の陳述を裁判上顕出させるという意味では、デポジションも陳述書も同じ機能を持つ。裁判上必要な陳述の顕出を求める主体が当事者本人なのか、相手方なのかの違いである。この機能面に着目した場合、デポジション的発想を取り入れた日弁連の陳述録取制度案は、陳述書実務に比べて、より事件の的確な分析に資するであろう。

1) 本稿は、主に米国におけるカリフォルニア州法を基礎としている。また、文中敬称略とする。
2) (米国カリフォルニア州民事訴訟法2020.010条以下)CCP(カリフォルニア州民事訴訟法の略称) § 2020.010 et seq.
A deposition is testimony taken before trial, under oath, subject to cross-examination, and preserved in writing. Under certain circumstances, such testimony may be admissible at trial.
3) 陪審による事実審を一般的にJury Trial、裁判所が主宰する場合には、Bench Trialと呼ぶ。
4) 注意すべきは、一般的にデポジションという場合、口頭による方法をいうが、法は書面による方法も定めている。CCP § 2025.420(b)(6)。書面によるデポジションは、遠隔地に居住する陳述対象者に対して行われることが多い。陳述要請者は、実際に証言を録取する者に質問の一覧を送る。陳述録取者は陳述対象者に対して口頭で質問をし、回答を得る。書面によるデポジションはコストが安い反面、追加質問ができないことや、直接観察ができないといった欠点もある。本稿で「デポジション」という場合、口頭によるデポジションを指すものとする。

2 目的および機能

(1) デポジションを含む証拠開示制度の究極的な目的および機能

最終的に証明責任(Burden of Proof)の分配がある以上、当事者は証拠を収集し、裁判所または陪審は証拠調べの結果を斟酌する⁵⁾。この点、日米で差はない。

当事者の証拠収集方法につき、日本では文書提出命令(民事訴訟法223条)および訴えの提起前における照会(民事訴訟法132条の2)などの制度があるが⁶⁾、かりに陳述録取制度を取り入れたとしても、当事者の証拠収集方法としては実効性に欠けるという批判がある。

アメリカにおいては、訴え提起後に、一般的にディスカバリーという一連の証拠開示方法が予定され、書証、人証、物証の開示制度が整備されている⁷⁾。しかし、実際、法律上用意されている証拠開示方法をすべて使用して事件を進めるることは稀である。通常の民事事件では、一般に、文書提出要求、質問書およびデポジションを選択的に組み合わせて使う。事件によっては、デポジションとデポジション当日に持参を求める文書開示だけを利用する。

これらの制度目的は、民事訴訟における自由心証主義⁸⁾のもと、事実審の判断者である裁判所または陪審に対して、判断材料である証拠となりうる質の高い素材を提供することにある。また、当事者が多くの情報を得ることで、当事者主義を基調とする民事訴訟において、的確に主張を構成し、不要な主張を排除し、争点を明確にできる。究極的な目的は、日米とも差はない。

(2) カリフォルニア州法上の実務

カリフォルニア州の実務において、デポジショ

ンの目的および機能を主に、①事件における役割、②裁判所と弁護士との関係の円滑化、③弁護士と依頼者との関係にわけて以下概説する。

ア. 具体的な事件における役割

カリフォルニア州の民事事実審前において、デポジションの役割は多岐にわたる。

(ア) デポジションは、事実関係を明らかにする役割を担う。医療事故や交通事故などの不法行為責任⁹⁾を問う事件において、原告側、被告側とも時系列に沿って何が起きたのか事実関係を確認することができる。また、人証となる目撃者を探すうえでも有効に機能する。契約上の争いでも、契約書があれば、その契約書に沿った質問をする。契約書がなければ、契約の内容について原告と被告の理解を問うことができる。

事実関係解明上、証拠の偏在が問題になる場面がある。デポジションは、証拠を積極的に開示しない相手方から情報を得ることを可能にする。事実審では、証人尋問が別途用意されているが、陳述録取は関連する情報を広く集め、証拠収集や主張構築の端緒となる。

また、事件発生後、より早い段階で情報を収集することができ、後に行われる証人尋問の際には薄れている記憶を鮮明なうちに陳述として残すことができる。

デポジションは、一般の民事事件で使われるのが原則だが、クラスアクションや人事訴訟でも威力を發揮する。カリフォルニア州では、広範に使われている。

(イ) デポジションにおいて、相手方の態度や人物像など、書類だけではわからない事柄が見える。これは、副次的だが重要な機能である。事実審においては、弁論の全趣旨も考慮されるの

5) 民事訴訟法247条参照

6) 2010年1月21日に日弁連は中間試案(改正案)を発表した。

7) デポジション要求書に加え、相手方に回答を求める質問書、自白要求書、物の検査要求書、文書提出要求書などが挙げられる。

8) 民事訴訟法247条参照

9) 懲罰的損害(Punitive Damage)は故意ある不法行為にのみ適用されるのが原則である。契約不履行責任においては、懲罰的損害はそもそも発生しない。

で、デポジションにおいて、陳述対象者がどのような人物なのかを見ることも重要である。また、陳述対象者が粗暴な態度をとったり、陳述を避けたりした場合、そのことも弁論の全趣旨として考慮されるため、積極的に記録に残すことも一般に行われている。筆者も、陳述対象者の態度に問題がある場合、積極的にデポジション記録にその態度の説明を残すことにしている。陳述対象者の態度も証拠となるからである。また、陳述対象者によっては、何を聞いても、「知らない」、「そのような書類は持っていない」などと言う者もいる。そのような場合、周辺事情についても丹念に聞き、後日相反する証言をし、または証拠を提出した場合には、証拠能力や証明力を争えるように準備する。反対に、もし、本当に記憶が薄れている高齢者などが陳述対象者なら、そのことも実際に観察できる。

(ウ) カリフォルニア州の民事事実審開廷前、通常、相対する当事者と弁護士が集まって会話を交わす機会がない。デポジション当日、当事者と弁護士が集まるので、和解の場を提供するという副次的な機能がある。実際に筆者も、デポジションの際に和解をまとめることを何度も経験している。

(エ) デポジションにおいて、相手方の攻撃防御方法の範囲やテクニックを知ることができる。陳述対象者には弁護士が付いているので、実務上、ある程度、主張する事実を固めてくることは当然の前提となる。しかし、一方では、主張する事実の限界や枠もみえてくる。事実審における攻撃防御の範囲もある程度推知することができる。また、一部の事実を開示しているのに、その他の事実については不知といった場合、どの部分が都合が悪いのか当たりをつけることができる。

(オ) デポジションを行う時期は、原則として当事者の自由である。ある程度手持ち資料がそろった時点で行う場合もあるし、できるだけ陳述対象者の記憶が新鮮なうちに行う場合もある。デ

ポジションを行うかどうかは、当事者とその弁護士の判断にかかっているので、当事者が費用を自弁できない場合には、行わないこともできるし、時間や内容を制限して行うこともできる。筆者の経験上、事件に費用がかけられない原告を代理する場合には、時間を区切ってまかなえる範囲でデポジションを行う。

イ. 裁判所と弁護士との関係

カリフォルニア州の民事裁判では、事実審開廷前に証拠を整理する協議期日が設けられる。一般に、Pre-Trial Conference(事実審開廷前会議)と呼ばれる。この期日で、(1)どの証人を事実審で証人尋問するか、(2)どの範囲で反対尋問が必要か、(3)デポジションを踏まえてどの程度の審理時間が必要か、(4)デポジションの内容を踏まえ、争いのない事実を切り捨てるとはどの範囲で合意できるか、(5)特段の事情がある場合、出廷に代えてデポジションの内容を使えるか、(6)デポジションの法律的関連性がない部分(偏見が強い)および当事者がデポジションを濫用した場合などに、証拠能力を禁止する申立てをする日程をどうするか、といった事実・主張・手続について包括的に話しあう。当事者としては、デポジションの内容を踏まえて協議するので、裁判所の方針に納得できる場合が多い。裁判所の立場からは、争点が明確にでき、事件進行の予定を円滑に決められるメリットがある。

ウ. 弁護士と依頼人との関係

デポジションは、民事訴訟の両当事者にとって、自己の主張を裁判上直接記録に残せるチャンスでもある。本人が呼び出されて陳述を録取することは、時間的にも精神的にも負担だが、原告も、なぜ訴訟を提起したか、相手方に自己の主張する事実を伝えることができる。被告側も、なぜ原告の主張は認められないのか、原告側に伝えることができる。弁論主義の原点ともいえる攻撃防御の基礎となる事実を、当事者自

らの口から説明できる。弁護士は、当事者の陳述前にどのような内容を中心に陳述するか打ち合わせする。これは弁護士としては当然やるべき業務である。

また、弁護士は依頼人とともにデポジションに出席する。精神的な支えとなり、適宜休憩時間を取りながら、陳述内容を確認する。また、陳述対象者となっている依頼人が不用意な発言をした場合、その場で割り込んで、依頼人に確認のうえ修正することもできる。必要があれば、異議を申し立て記録に残す。

かりに、原告が一般的にいう弱者でも、弁護士との事前打ち合わせおよび同席によって、自己の主張する事実関係を明らかにする。その陳述内容が、行政機関を動かし他の弱者を助けることにもつながる場合がある。メディアに積極的に自己の陳述内容を公開する者もいる。

かりに、被告が大企業の場合、多くの訴訟に対応するために、陳述録取にかかる負担も増大する面がある。しかし、企業は、訴訟対策として、常日頃から、コンプライアンスとして社内情報を整理し、企業としての価値を高めることができる。

以上のように、デポジション制度は、当事者とその弁護士に支えられている。

現実問題として民事訴訟の進行過程において、依頼人の主張と、弁護士の考えるロジックが噛み合わず、依頼人が不満を抱えてしまい、満足を得られないという結果が発生する場合がある。経験上、このような事態が発生してしまう理由の一つに、情報の偏在がある。的確に具体的な事実を把握して主張を構成するためには、依頼者の主張だけではなく、陳述対象者からもたらされる情報を依頼者と共有することが重要である。

特に弱者救済を考えるのであれば、より多くの情報を得ることが重要である。力の差がある場合、法律で情報収集の方法を整備してこそ、武器対等により近づく。多くの消費者事件、た

とえば、米国のかたばこ訴訟などは証拠開示を通して、事実関係が明るみになってきた。

また、一般的に、依頼人の主張する事実関係がどの程度真実に合致するのか、デポジションによってテストすることができる。以上のように、裁判所、弁護士、ひいては依頼人にとって、より多くの情報に基づき、主張の整理、争点の整理が可能になり、裁判実務に貢献している。

3 デポジションの効果

カリフォルニア州の証拠開示制度の中で、デポジションは一番効果的な情報収集方法である。対面形式で行われるデポジションでは、質問に対してその場で回答を得られるから、陳述対象者の回答が不足している場合や不明確な場合、フォロー・アップをすることにより、より的確な情報を得ることができる。得られた情報に基づいて、質問の幅を広げ、周辺事情なども聞くことで、陳述対象者の記憶がどの程度正確なのか見極めることもできる。

陳述対象者も、事件発生から早い時点で、記憶を記録に残すことができるので、事実審においても、デポジション記録を読み返すことで記憶を確かにできる。陳述を請求した当事者も、自己の主張の整理に役立つ効果がある。さらにデポジション記録を専門家に見せて意見をもらったり、共同代理人と共に認識を持つためにも利用できる。

また、アメリカの多くの民事事件では、事実審開廷前に和解する。その方法には、制限がない。裁判所における和解会議(Settlement Conference)では、裁判官(事実審における裁判所の構成とは別の裁判官)を交え具体的なデポジション記録の内容をもとに、より説得力のある和解内容に到達できる。当事者間で裁判外の和解を試みる場合にも、主張の強弱を理解し、一部の事実について合意したうえで交渉に臨むため、現実味のある和解案のやりとりができる。

II デポジションのデメリットと 陳述録取制度の比較

1 デポジションのデメリット

デポジションには、文献上、おおむね以下の2点のデメリットがあると言われる¹⁰⁾。

(1)高コスト

コストは大きく分けて、弁護士報酬と実費である。弁護士報酬は、成功報酬制で個人を代理して、交通事故、医療過誤などを受任する弁護士は、デポジションに出席しても別途報酬を受けないのが通常である。大きく報道される事件では、原告側弁護士が多額の成功報酬を受け取るという例もあるが、そのような事件はごく一部である。たとえ、成功報酬制で事件を受任しても、実費は別途依頼者に請求するという方法も一般的であるし、依頼者が支弁できなければ、デポジションを行わないということもある。

一方、企業を代理する弁護士、被告側を代理する弁護士は、デポジションの出席に関して時間制報酬で請求する例が多い。時給の報酬基準があるわけではないが、200—400ドル程度というのが筆者の知る限りでの相場であろう。実際、個人や法人でも支払ができない場合もある。その場合、依頼人と交渉して、1日につき一定額を受ける形にする場合も多い。依頼人自身も、陳述対象者としてデポジションに拘束される分、その時間はコストということになる。また、デポジションを準備する段階でも、ある程度時間を要する¹¹⁾。

デポジションは、書面録取が原則のため、受訴裁判所が認める速記者(Court Reporter)がデポジションの録取中同席するのが通常である。この準備は、陳述録取者の役割であり、費

用の支払責任もある。速記者は、通常、私企業に属し、法律事務所と一定の取引関係がある業者と位置づけられる。速記者の費用は、記録(Transcript)のページ数による。1ページあたり、5ドル～7ドルであろう。費用支弁に余裕のない当事者は、必要と思われる部分に限って記録を得ることもある。また、紙媒体ではなく検索可能なデータメディアとしても受け取ることができる。

(2)準備に時間がかかること

デポジションを行う場合、陳述請求する側の弁護士は質問事項をある程度まとめる必要があり、そのために、時間がかかる。また、陳述を請求する側の弁護士であっても、請求される側の弁護士であっても通常デポジションが行われている時間は継続して出席が必要になる。

2 陳述録取制度との比較

(1)コスト

日弁連の陳述録取制度要綱試案骨子(案)(以下、「骨子」)によると、陳述録取の時間が制限されるから、出席者の拘束時間も制限される¹²⁾。記録の方法は、アメリカにおける方法と異なるので、コストについては直接比較できない。

(2)準備の時間

準備に時間はかかるが、他面、事実審における争点が陳述録取結果を使って絞れる。また、証人尋問も短く、証人の数も少なく済むメリットもある。

III デポジションの手續

1 申立て

デポジションは、当事者の権利と位置づけら

10) 主に、カリフォルニア・プラクティスガイド民事訴訟法第8章(Cal. Prac. Guide Civ. Pro. Before Trial)参照

11) 筆者の経験によると、デポジション段階で相当時間を費やし、争点を絞り、書証や人証の整理を行うことによって、後の事実審の準備が格段に容易になるという一面もある。

12) 骨子 第1、4(4)

れ、原則、裁判所の決定は不要である¹³⁾。

骨子の申立事項においては、陳述対象者が限定される。この点、カリフォルニア州民事訴訟法(以下、「州法」)では、対象者には限定がない(州法2025.010条)¹⁴⁾。例外的に、法人に対してデポジションをする場合、法人そのものはデポジションの対象にならないため、法人がその選択により、「最も知識を有する陳述対象者」を指定することができる(州法2025.230条)¹⁵⁾。

2 通知および実施期日

デポジション実施期日は、録取する側から陳述対象者に対して通知する。実施10日前まで(録取者または陳述対象者が州外にいる場合には、土日祝日を除く10日前まで。郡をまたぐ場合には20日前まで。加えて、郵送で通知を送る場合には5日間延長される。)に相手に送達されれば良い。通知を受けても、陳述対象者やその弁護士の予定が合わないことがしばしばある。

実務においては、通常、まずデポジションを行いたい場合、相手方の弁護士に電話または書面で予定を聞き合意する。すぐに合意できない場合、まず通知をして期日を一方的に指定し、その後、期日の合意をする。また合意に至る過程において、同一期日に両当事者のデポジションを設定して全工程を終わらせることがある。

日程の調整で問題が発生し録取者と陳述対象者の間で解決できない場合、裁判所に決定を求めることができる(州法2019.020条)。実務において、一方的にデポジション期日を指定しても、陳述対象者の弁護士が期日を変更して欲

しいと連絡すれば、ほぼ確実に話し合いによつて期日を変更する。強硬に期日変更を拒否すると、必ず相手方から同じような強硬な態度に出られることが見込めるからである。

3 書面の持参による開示

陳述対象者に関係書類の持参による開示を義務付けることができる(州法2025.220(a)(4)条)。この持参文書は、文書提出要求(Production of Documents)によつても、行えるので重複しているともいえる。しかし、デポジションの当日に、口頭での質問と相まって文書について質問をしたい場合、デポジションの通知に、持参を求める文書の一覧を含める方法をとるのが一般的である。デポジションの際、書類を確認して質問できること、もし、書類を持参しない場合、そのような書類は存在するのかしないのか、問うができるなど、効果がある。

4 第三者の立会い

原則として第三者が監視するという建前になつている(州法2053.320(a)条)。

5 録取の方法

速記官の速記が法定されている(州法2025.330(b)条)。最近では、速記官が速記のため使用する機器に、コンピュータが接続され、速記内容がそのままスクリーンに映し出される。質問および回答を、デポジションの途中で読み返してもらうことも多々ある。通常の速記に加え、当事者の書面による通知により、録画または録音で記録できることも法定されている(州法2025.330(c)条)¹⁶⁾。

13) カリフォルニア州民事訴訟法2025.210条

14) 究極的なケースでは、自己の証言を保全するために、自分自身のデポジションを録取することも許されることになる。

15) 最適な陳述対象者は自己の知る情報を提供しなければならないほか、法人に用意されている合理的な範囲の情報も提供しなければならない義務を負う。

16) 一般に録画によるデポジションは、事実審での使用において効果的であると言われているので、普及しつつある。また、手続濫用を防ぐ効果も認められている。さらに行動、態度、仕草等身体の動静によって表現をする場合にも理解しやすいメリットがある。

6 進行方法について

まず、陳述対象者に対して宣誓していること、回答するうえで健康上の問題がないことなど、一般的なことを告知する。質問内容は、関連性があれば広く認められる。陳述対象者は、自己の記憶・知覚した情報だけを陳述する義務がある。「反対尋問」は、禁止されてはいないが(州法2025.330条)、実務ではほぼ行わない。相手方当事者に対するデポジションは、潜在的に反対尋問の要素があることが理由となろう。

7 制裁

不出頭に関しての制裁が詳細に規定されている。主に①当事者以外の第三者の不出頭、②当事者の不出頭、③回答拒否、④裁判所の決定に従わない場合、⑤弁護士に対する制裁が法定されている。

実務上、実際に金銭的制裁が課される段階まで争う事例は稀である。制裁段階まで達すると、制裁を受ける確率が高いので当事者および弁護士に萎縮効果を与えている。筆者が扱った事件では、2500ドル程度の制裁が課された相手方当事者がいた。5000ドルを超える制裁が課されるのは、デポジション関係では多くない。金銭的制裁は、心理的にデポジションの進行を確保することを間接的に担保するという要素が大きい。

IV おわりに

アメリカにおいては、筆者は当たり前のようにデポジションを活用している。思い出の一つに、高齢者をねらって詐欺を繰り返して

いた女性を陳述録取者として呼んだ事例がある。もちろん呼出しに応じなくて一悶着あつたが、最終的には呼出しに応じた。何を聞いても的確な答えが得られないが、事実審のときの心証問題になるので気にならない。筆者が質問をしている最中に、彼女の携帯電話が鳴った。筆者がスイッチを切るように言うのを忘れた責任もある。彼女はハンドバッグから携帯を取り出したが、そのときにハンドバッグから見慣れない他州の金融機関名義の小切手帳が滑り出た。真新しい小切手帳の口座名義は彼女ではない。その銀行口座を手がかりに、彼女の隠し財産までたどりつけたことがある。この事例は特殊と思われるかもしれないが、実際、デポジションをやれば毎回新鮮な情報に巡りあっているといつても過言ではない。書証からは得られない「生」の情報を得ることがデポジションの醍醐味であろう。

本稿では、陳述録取制度を念頭に置きながら、カリフォルニア州のデポジション制度を概観した。アメリカでは、すでにデポジションの制度が導入され成熟している。相手方の証拠の開示を受け、その証拠を分析した主張をもとに事実判断がなされるという構図は、英語圏では数百年続いている¹⁷⁾と言われている。アメリカにおけるデポジションを含む証拠開示制度は、根幹のアイディアをヨーロッパから学び、独自に発展させた制度である。日本と諸外国の法文化にも違いがあるが、良いところは取り入れ、悪いところは切り捨て、訴訟当事者のための陳述録取制度ができるこに期待したい¹⁸⁾。

17) Short History of Discovery, A, 10 Comm. L. World Rev. 257, Alan K. Goldstein(1981).

18) なお、この原稿の校了時、一緒にカリフォルニアでワインを酌み交わした秋田弁護士会の津谷裕貴弁護士の訃報を聞いた。

残念でならない。心からお悔やみを申し上げたい。この原稿は津谷弁護士に捧げたい。